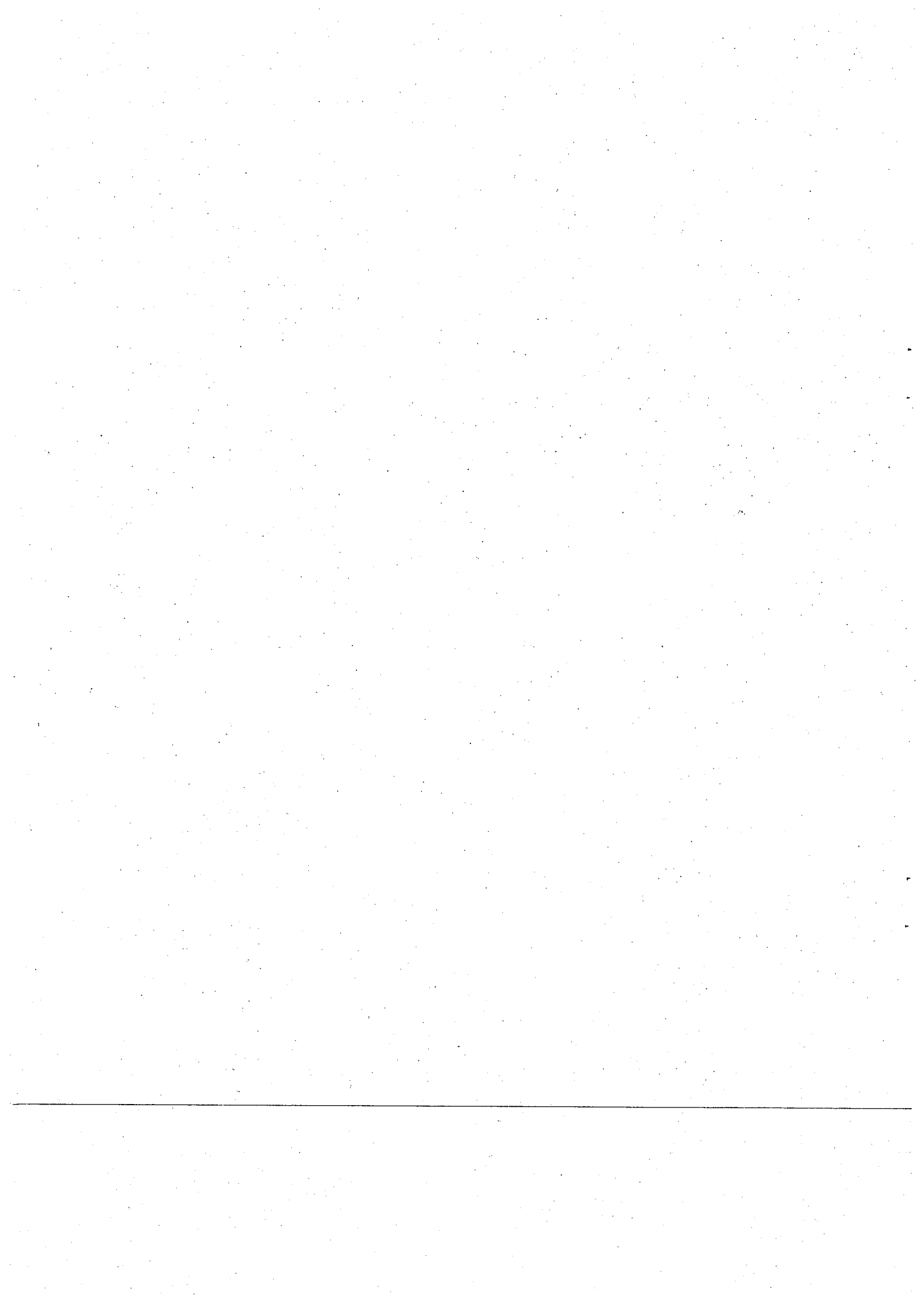


長崎市社会福社会館建替え検討会
報告書

平成22年12月



目次

1	はじめに	P 1
2	長崎市社会福社会館の現況	
(1)	これまでの経過	P 2
(2)	位置図	P 3
(3)	平面図	P 4
(4)	建物・土地・入居団体	P 5
3	建替えの必要性	P 7
4	新しい社会福社会館の役割	
(1)	議論の前提とした事項	P 7
(2)	建替えの方向性	P 9
5	新しい社会福社会館に期待される機能	
(1)	新しい社会福社会館に期待される機能の3つの柱	P 10
(2)	3つの柱に係る施策について	P 11
6	報告書のまとめ	
(1)	新しい社会福社会館の役割	P 14
(2)	新しい社会福社会館に期待される機能	P 14
7	付属資料	
(1)	長崎市社会福社会館建替え検討会設置要綱	P 17
(2)	委員名簿	P 19
(3)	開催状況	P 20



1 はじめに

長崎市社会福社会館は、長崎市役所にほど近い長崎市上町に所在し、現在は社会福祉法人長崎市社会福祉協議会をはじめとする福祉関係団体の諸活動を支える連絡調整の事務所として利用されており、行政と連携を図りながら地域福祉の向上と発展に努められています。

しかしながら、現在の建物は昭和33年に建設され、築後50年以上経過しており、施設の老朽化が著しいうえに耐震構造でないことや、エレベーターの設置がなく、会議室が4階にあるため、階段の昇降時に非常に危険なことなど、市民の利用が多い施設でありながら大変不自由な施設となっています。

そこで私共は、長崎市社会福社会館の建て替えの必要性や方向性、期待される機能について様々な観点から検討を行いました。

この検討会の報告が今後の長崎市が目指す福祉のまちづくりのための指針となり、新しい地域福祉のシンボリック施設が早急に整備されることを要望して報告といたします。

平成22年12月20日

長崎市社会福社会館建替え検討会

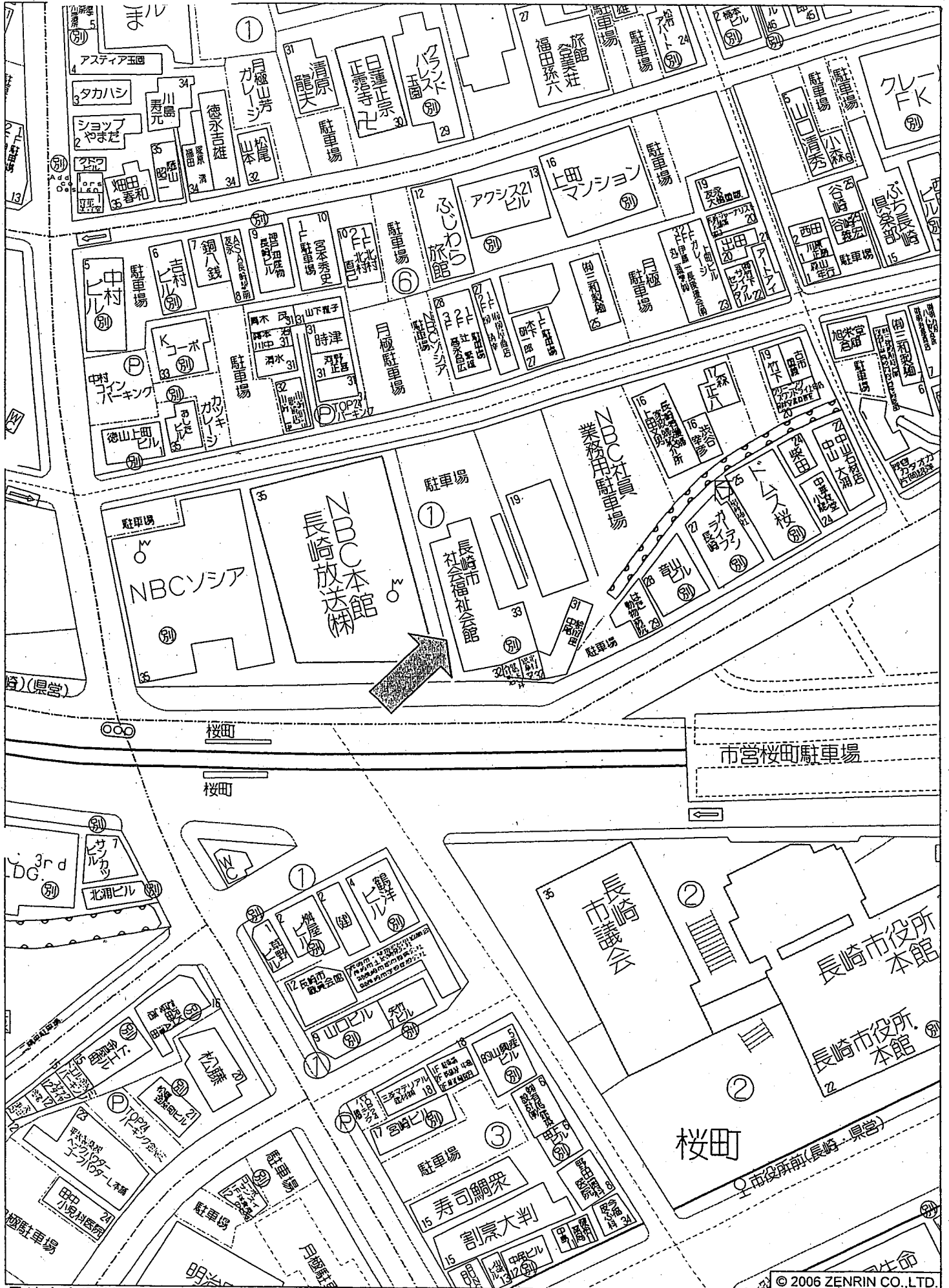
会長 中 島 一 成

2 長崎市社会福社会館の現況

(1) これまでの経過

昭和21年5月24日	財団法人長崎慈光園から財団法人長崎県社会事業協会へ土地が贈与
昭和27年6月23日	長崎県社会事業協会が長崎県社会福祉協議会に発展的解消し、土地建物を継承
昭和33年8月	長崎県社会福社会館建設
昭和38年9月	長崎県社会福社会館増築
昭和57年	長崎県社協が長崎県総合福祉センター（茂里町）に移転したことに伴い、長崎市社協、民生委員児童委員協議会、シルバー人材センター（現在は移転）、母子寡婦福祉会、老人クラブ連合会が会館に入居
昭和62年3月31日	社会福祉法人 長崎市社会福祉協議会が長崎市社会福社会館を取得
平成19年9月	長崎市に所有権が移転。土地・建物について市から市社協への普通財産の無償貸付

(2) 位置図



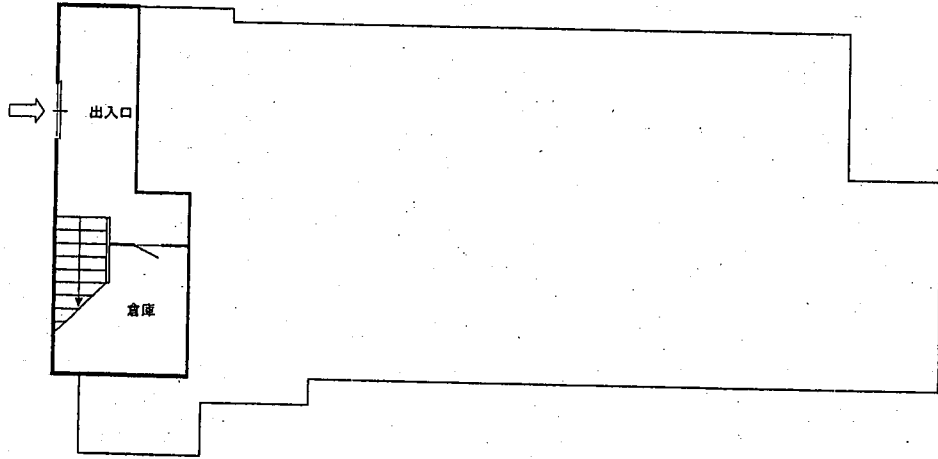
長崎市上町付近

© 2006 ZENRIN CO., LTD.

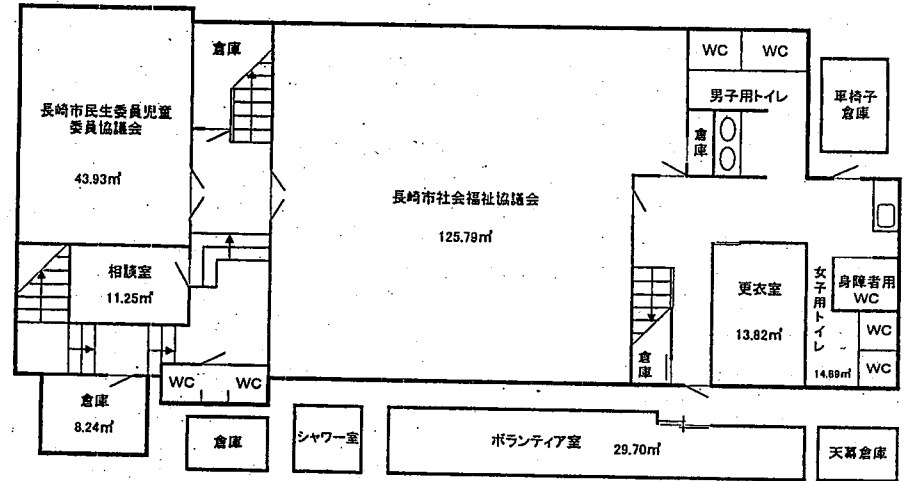
縮尺 1 / 1,000 | 30m

(3) 平面図

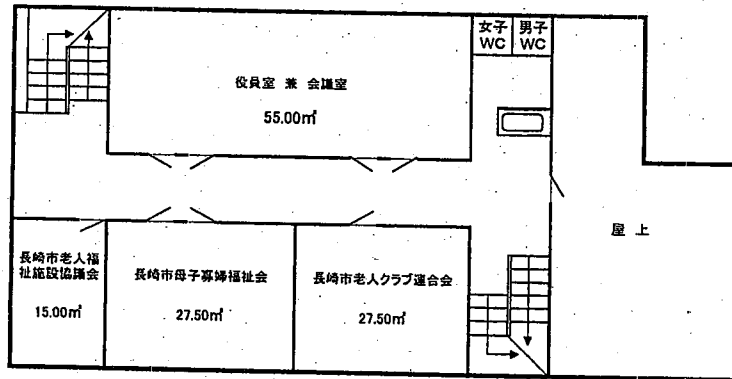
1F 35.90㎡



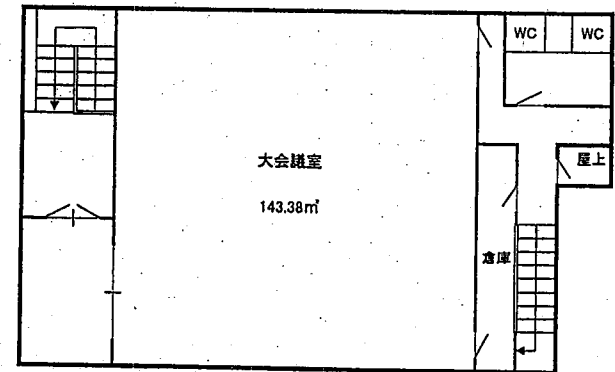
2F 330.74㎡



3F 201.71㎡



4F 206.87㎡



(4) 建物・土地・入居団体

① 建物

名称	長崎市社会福祉会館
所在地	長崎市上町1番33号
構造	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建 駐車場台数13台
建築日	昭和33年8月(昭和38年9月増築及び構造変更)
延床面積	1階35.90㎡、2階330.74㎡、3階201.71㎡、 4階206.87㎡ 計775.22㎡
入居団体(5団体)	社会福祉法人長崎市社会福祉協議会、社団法人長崎市母子寡婦福祉会、長崎市老人クラブ連合会、長崎市民生委員児童委員協議会、長崎市老人施設協議会

② 土地

地番	地目	地積	用途地域等	建ぺい率	容積率
上町1番2	宅地	19.63㎡	商業地域 防火区域	80%	600%
上町1番17	宅地	807.23㎡			
上町1番18	宅地	31.27㎡			
計		858.13㎡			

※建物・土地ともに所有者は長崎市(普通財産の無償貸付)
平成19年8月に長崎市社会福祉協議会から寄附

③ 入居団体

団体名、代表者	設立目的	活動内容
社会福祉法人 長崎市社会福祉協議会 (会長 梁瀬 忠男)	地域住民の参加と支えあいによる福祉のまちづくりを実現するために、住民やボランティア、市民団体の方々など地域の福祉関係者とともに地域福祉活動を中心に様々な活動をする社会福祉法人。	<ul style="list-style-type: none"> ・基盤整備 ・地域福祉活動推進 ・ボランティアへの支援・育成 ・福祉教育・啓発活動 ・子育て支援 ・様々な団体・個人等との連携・協働 ・介護保険等事業運営 ・住民の福祉ニーズに対応した事業実施
社団法人 長崎市母子寡婦福祉会 (会長 篠崎 榮子)	長崎市内における母子及び寡婦福祉事業の組織的活動と、能率的運営を促進し、母子及び寡婦福祉の増進を図るとともに、地域社会の福祉に貢献することを目的とした法人。	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭等日常生活支援事業 ・市民プール内の食堂運営 ・市立保育所の調理業務 ・子育て支援センター運営 ・相談事業
長崎市老人クラブ連合会 (会長 金富 竹志)	会員相互の親睦を図り、「健康・友愛・奉仕」を基本として、生活を豊かにする活動及び地域を豊かにする社会貢献活動に取り組み、健康で生きがいのある生活の実現と高齢者の保健福祉の健全な発展に寄与することを目的とした任意団体。	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢期をともに生きる仲間づくり活動 ・心とからだの健康づくり活動 ・相互に支え合う友愛活動 ・地域社会に貢献する奉仕・ボランティア活動 ・すべての実践の基礎となる学習活動 ・その他目的を達成するために必要な活動
長崎市民生委員児童委員協議会 (会長 小道 良一)	民生委員・児童委員は「民生委員法」「児童福祉法」によって設置された、地域住民を支援するボランティアで、長崎市民生委員児童委員協議会は、長崎市内49地区に置かれている各地区民生委員・児童委員協議会から構成される任意団体。	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の生活状態を必要に応じ適切に把握 ・生活に関する相談に応じ、助言その他の援助 ・福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供、その他の援助 ・社会福祉事業者と密接に連携し、その事業又は活動を支援 ・福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力 ・その他、住民の福祉の増進を図るための活動
長崎市老人福祉施設協議会 (会長 野濱 愛)	老人福祉及び介護に関する正しい知識の普及並びに理解の促進を図るとともに、サービスの質の向上確保に係る調査研究を行い、もって老人福祉及び介護事業の健全な発展と国民の福祉の増進に寄与することを目的とする任意団体。	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設等の経営、運営に関する調査・研究 ・研修会の開催 ・関係機関・団体との連絡調整等

3 建替えの必要性

長崎市社会福祉会館の建替えを検討するにあたって、そもそもの前提として、建替え実施の必要性についても本検討会において議論が交わされ、実施すべきであるとの方向性を得たが、その内容については次のとおりである。

- ①築後 50 年を経過し、老朽化が著しく、また耐震構造ではない。
- ②市民の利用が多い施設であるが、会議室が 4 階にあるため、エレベーター設置がなく、急な階段の昇降をしなければならず、大変不自由で転倒等の危険を伴っている。
- ③車椅子での利用ができない。
- ④各団体・高齢者等が交流できる場所がない。
- ⑤業務需用に対するスペースが不足している。(講堂・相談室・会議室・倉庫・駐車場など)
- ⑥入居団体から「建替えの要望書」が提出されている。
- ⑦移転先として近郊に既存施設がない。

4 新しい社会福祉会館の役割

(1) 議論の前提とした事項

本検討会において、新しい社会福祉会館の役割や方向性、またその期待される機能等を検討するにあたり、次の内容をふまえて議論を行った。

①建替え場所について

これについては、まず現在地での検討なのか、それとも別地に移転しての検討なのか、議論するうえでは重要な要件の一つであると考えられる。

建設地の地積形状、建ぺい率、容積率等により、その上に建設される建物は一定の制約を受けるが、市の中心部において現在地以上の規模等を備えた、移転先として理想的な既存市有地は見当たらなかった。

その一方で、現在地については、市役所に近く、バスや電車といった交通アクセスの良さなど利便性が非常に高い場所にあり、適地であることは事実である。

このような中、一定の条件下で現在の社会福社会館の状況を検証し、新しい社会福社会館の必要性や役割について議論を進めるにあたっては、その高い利便性などを考慮しても現在地建替えが具体性が高く、本検討会では主に会館内部の機能について検討を行った。

②行政機能との関連について

市役所が行うべき行政機能については、長崎市と長崎市社会福祉協議会が連携を図り、今後の長崎市の地域福祉活動の推進に寄与していく必要があるが、その福祉サービスはできる限りワンストップサービスで提供されることが望ましい。

しかし現在、長崎市において、「大型公共施設更新計画検討会議」が設置され、市庁舎、公会堂、市民会館の耐震診断結果にもとづき、耐震化の方法など、大型公共施設の更新についての検討をされており、その立地等についても議論が進められている。

また市議会においても「公共施設利活用特別委員会」が設置されており、これらの会議において市有施設の再編・適正配置等が検討されている段階であるため、行政機能に関わる整備等についてはその議論に委ねることとして検討を行った。

③障害者支援機能との関連について

他都市の類似施設では、その他の福祉的機能と合わせて障害者支援機能を有したものが多くみられるが、長崎市においては、障害福祉の拠点施設として長崎市障害福祉センター（もりまちハートセンター）があり、社会福祉法人長崎市社会福祉事業団を指定管理者として相

談・療育・指導・リハビリテーション・スポーツ・レクリエーションの各分野において専門性を有したサービスが総合的に提供されているところである。このため、今回新会館に期待される機能に関しては、上記分野については長崎市障害福祉センターとの住み分けをして検討を行った。

(2) 建替えの方向性

長崎市では、平成22年9月議会において、平成23年度から32年度までの今後10年間の基本構想（案）が示されており、時代の流れはもとより、市の現状や特性を踏まえたうえで、まちづくりにかかわるすべての人々が、希望をもってともに取り組むために共有する将来の都市像「個性輝く世界都市 希望あふれる人間都市」を掲げるとともに、その実現に向けたまちづくりの基本姿勢を「つながりと想像で新しい長崎へ」としているところである。

また、平成22年度において市と社会福祉協議会が連携し、誰もが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らせるまちをつくっていくには、行政だけではなく地域住民による支え合いが必要不可欠と考え、その支え合いの力を強くしていくための計画として「長崎市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定予定である。

このような中、市民・行政・地域・事業者（民間福祉団体）を結び、共に協働し、支え合いを推進していくための活動拠点となる中核的施設が今、必要とされている。

市民の4人にひとりが高齢者という高齢化社会において、高齢者をはじめ市民一人ひとりの生きがいづくりや健康づくり、ふれあいづくり活動への支援を行うとともに、その活動をサポートする各民間福祉団体の活動拠点としての整備や団体間・地域間のネットワーク化を推進していく必要もある。

また、未来を担う子どもたちが健やかに生まれ、育ちやすいまちをつくっていくために、子育てに不安や悩みを抱える保護者等への支援や世代や地域を超えた情報交流の場の提供や、併せてボランティア活動振興などの拠点施設となる「総合福祉施設」の整備が必要であ

ると言える。

この総合福祉施設の建設にあたっては、市民、地域、行政、事業者が連携をとり、地域福祉活動の担い手として地域の支え合い活動を推進していく上でも、行政が中心となり、責任を持ってその建設にあたる必要不可欠である。

5 新しい社会福祉会館に期待される機能

(1) 新しい社会福祉会館に期待される機能の3つの柱

建替え検討会においては、次の3つの機能を新会館の建替えの方向性の柱と位置づけ、それぞれの機能に関する施策について検討を行った。

① 地域福祉活動推進機能

市民と社会福祉・市民活動団体等による双方向の情報発信を行うとともに、世代や地域間の交流を促進する、支えあいの社会づくり活動の拠点施設（キーステーション）としての機能。

② 福祉総合支援機能

市民一人ひとりに沿ったきめ細やかな福祉サービス等の情報提供や相談、支援を総合的に行う施設としての機能。

③ ユニバーサルデザイン発信機能

すべての人が利用しやすく、環境や安全に配慮した施設としての機能。また市内の施設に対して、そのユニバーサルデザインが範となるように情報発信し、リードしていく機能。

(2) 3つの柱に係る施策について

期待される機能の3つの柱を踏まえて、今後の社会福社会館に求められる施策及び想定される事業等は次のとおりである。

① 地域福祉活動推進機能に係る施策

①-1 地域福祉活動の支援

自治会活動や社協支部活動をはじめ、地域福祉における指導者育成と連携支援

①-2 福祉関係団体の活動拠点

社会福祉協議会等の現入居団体をはじめとする関係団体の活動場所

①-3 市民活動団体の活動拠点

NPO、ボランティア団体をはじめとする市民活動関係団体の活動場所

①-4 自治会の活動拠点

自治会活動のセンター的機能と活動場所

①-5 子育て関係団体の活動拠点と保護者交流の場の設置

子育て関係団体の活動場所及び子育て世代の保護者交流の場の設置

①-6 地域・世代間及び国際交流の場の設置

高齢者や児童など世代を超えて、また国を超えて活動できる交流サロン、調理室及びカフェ等の設置

①-7 災害時におけるボランティアセンターの設置

災害時のボランティア活動や、要援護者支援の活動拠点

①-8 情報発信とネットワーク化の推進

各団体からの情報発信と相互交流によるネットワーク化の推進

①-9 会議室・研修室の設置

市民がだれでも気軽に低額又は無料で利用できる会議室と研修室の設置と予約シ

システムの構築

①-10 ホールの設置

多目的な利用ができる中規模程度のホールの設置

② 福祉総合支援機能に係る施策

②-1 ワンストップサービスの提供

福祉関係団体が一つの施設に集中することによるワンストップサービスの提供(※福祉行政機能も一体的に整備が図れることが望ましい)

②-2 相談窓口の設置

生活困窮者をはじめ相談を必要とする市民に対する健康相談、介護予防等各種相談の実施と個別対応が可能な相談スペースの確保及びひとり親等の子育て相談や中核的子育て支援センターの設置

②-3 生涯学習の場の設置

生きがいつくりや社会参加の推進

②-4 高齢者の就業支援

定年退職後の高齢者等の就業機会の提供と支援

②-5 健康づくり、介護予防の推進

健康づくりや介護予防のための各種事業の実施

②-6 子どもの発達支援

子どもの定期検診やお遊び教室等の実施

②-7 キッズコーナーの設置

乳幼児の集団学習の場と一時預かり事業の実施

②-8 各種の情報提供

誰でもが利用できるインターネット環境等の整備

②-9 定期講座・イベントの開催

多様な世代が参加できる各種定期講座やイベントの開催を通じた福祉意識の醸成

③ ユニバーサルデザイン発信機能

③-1 ユニバーサルデザインの推進

すべての人にやさしい施設設計とその情報発信

③-2 エレベーターの設置

高齢者・障害者等にやさしい施設

③-3 駐車場の整備

利用者の利便性向上のための施設規模にあった駐車場の整備

③-4 利用者の安全確保

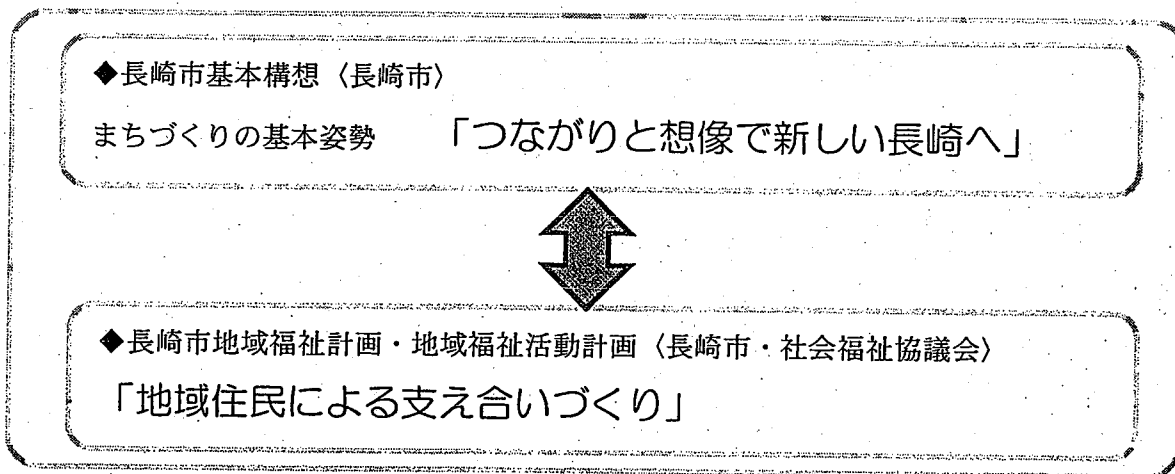
十分な動線の確保とサインの表示

③-5 利用しやすい環境整備

利用者が出入りしやすいエントランスデザインと、環境に配慮した施設整備

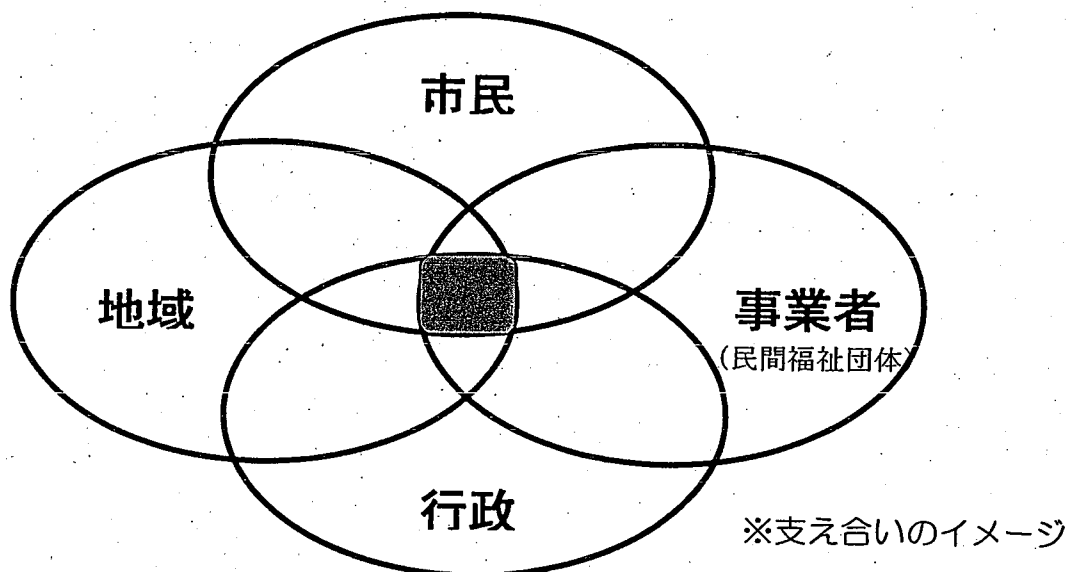
6 報告書のまとめ

(1) 新しい社会福社会館の役割



市民・地域・行政・事業者を結び、

支え合いを推進する中核的施設



(2) 新しい社会福社会館に期待される機能

① 地域福祉活動推進機能

② 福祉総合支援機能

③ ユニバーサルデザイン発信機能

新しい社会福祉会館に期待される機能

機能	施策		市として想定される事業等	長崎市社会福祉協議会として想定される事業等
<p>① 地域福祉活動推進機能</p> <p>市民と社会福祉・市民活動団体等による双方向の情報発信を行うとともに、世代や地域間の交流を促進する、支えあいの社会づくり活動の拠点施設（キーステーション）</p>	①-1 地域福祉活動の支援	自治会活動や社協支部活動をはじめ、地域福祉における指導者育成と連携支援	・地域福祉座談会	<ul style="list-style-type: none"> ・支部指導者研修会 ・支部長会 ・ネットワーク連絡会 ・地域サポーター養成講座
	①-2 福祉関係団体の活動拠点	現入居団体をはじめとする関係団体の活動場所	・社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、母子寡婦福祉会、老人クラブ連合会、老人福祉施設協議会等の事務所	
	①-3 市民活動団体の活動拠点	NPO、ボランティア団体をはじめとする市民活動関係団体の活動場所		・市民活動センター（ボランティア室含む）
	①-4 自治会の活動拠点	自治会活動のセンター的機能と活動場所	・保健環境自治連合会、自治会の会合の場	
	①-5 子育て関係団体の活動拠点と保護者交流の場の設置	子育て関係団体の活動場所及び子育て世代の保護者交流の場の設置	・子育てセミナーの開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリーサポートセンターながさき（市委託） ・長崎市子育て支援ネットワーク連絡会 ・子育てサロン ・親子DEすまいるストリート
	①-6 地域・世代間及び国際交流の場の設置	高齢者や児童など世代を超えて、また国を超えて活動できる交流サロンや調理室及びカフェ等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・思春期ほっとスクール ・福祉と教育の連携 	・世代間交流事業（ふれあい事業）
	①-7 災害時におけるボランティアセンターの設置	災害時のボランティア活動や、要援護者支援の活動拠点	・災害時要援護者支援	・災害ボランティアセンター
	①-8 情報発信とネットワーク化の推進	各団体からの情報発信と相互交流によるネットワーク化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・交流サロンの設置 ・施設内（団体間等）での情報共有と人的交流 	・ホームページ
	①-9 会議室・研修室の設置	市民がだれでも気軽に低額又は無料で利用できる会議室と研修室の設置と予約システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・公共予約システムとの連動 ・受付窓口での職員による対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・社協理事会、評議員会、委員会 ・支部長会 ・各種ボランティア講座 ・ファミリーセンターの各種研修会 ・ボランティア登録グループの定例会
	①-10 ホールの設置	多目的な利用ができる中規模程度のホールの設置	・市民による自主的な催事	<ul style="list-style-type: none"> ・支部指導者研修会 ・市民ボランティアの集い ・防災講演会

機能	施策		市として想定される事業等	長崎市社会福祉協議会として想定される事業等
<p>② 福祉総合支援機能</p> <p>市民一人ひとりに沿ったきめ細やかな福祉サービス等の情報提供や相談、支援を総合的に行う施設</p>	②-1 ワンストップサービスの提供	福祉関係団体が一つの施設に集中することによるワンストップサービスの提供	・総合ワンストップサービスカウンターの設置	・総合相談（一般、生活福祉資金等貸付、日常生活自立支援、ボランティア、福祉機器の貸出等）
	②-2 相談窓口の設置	生活困窮者をはじめ、相談を必要とする市民に対する健康相談や介護予防相談等各種相談の実施と個別対応が可能な相談スペースの確保及びひとり親等の子育て相談や中核的子育て支援センターの設置	・児童、高齢者虐待防止相談	・総合相談所
	②-3 生涯学習の場の設置	生きがいくくりや社会参加の推進	・各催事等への参加	・ボランティア登録、斡旋 ・ファミリーサポートセンターながさき登録、斡旋
	②-4 高齢者の就業支援	定年退職後の高齢者等の就業機会の提供と支援	・シルバー人材センターへの登録・活動支援	
	②-5 健康づくり、介護予防の推進	健康づくりや介護予防のための各種事業の実施	・健康相談・疾病予防教室・高齢者健康トレーニング	・高齢者サロン（市委託） ・介護予防事業（市委託）
	②-6 子どもの発達支援	子どもの定期検診やお遊び教室等の実施	・健康診査	・子育てサロン
	②-7 キッズコーナーの設置	乳幼児の集団学習の場と一時預かり事業の実施	・お遊び教室の実施	
	②-8 各種の情報提供	誰でもが利用できるインターネット環境等の整備	・福祉情報総合案内 ・予約システム	・社協だより ・声の社協だより ・支部だより ・ボランティア情報誌
	②-9 定期講座・イベントの開催	多様な世代が参加できる各種定期講座やイベントの開催を通じた福祉意識の醸成	・地域貢献入門講座	・ボラ友の輪（ボランティアの集い） ・ボランティア入門講座 ・福祉活動ボランティア実技体験講座 ・災害ボランティア入門講座 ・防災講演会 ・長崎市社会福祉大会 ・福祉体験学習 ・住民座談会
<p>③ ユニバーサルデザイン発信機能</p> <p>すべての人が利用しやすく、環境や安全に配慮した施設としての機能。また市内の施設に対して、そのユニバーサルデザインが範となるように情報発信し、リードしていく機能。</p>	③-1 ユニバーサルデザインの推進	すべての人にやさしい施設設計とその情報発信	・点字、音声による案内 ・オストメイト対応トイレ、子供用トイレ	
	③-2 エレベーターの設置	高齢者・障害者等にやさしい施設	・点字、音声による案内	
	③-3 駐車場の整備	利用者の利便性向上のための施設規模にあった駐車場の整備	・施設規模、利用者の利便性等を考慮した十分な駐車台数	
	③-4 利用者の安全確保	十分な動線の確保とサインの表示	・点字、音声による案内 ・手すり等の設置	
	③-5 利用しやすい環境整備	利用者が出入りしやすいエントランスデザインと、環境に配慮した施設整備	・外から施設内が見えるデザイン ・太陽光発電、雨水利用、屋上緑化等 ・受付カウンター、ロビーの設置 ・館内BGM ・飲食可能スペース ・土日、夜間の開館	

7 附属資料

(1) 長崎市社会福社会館建替え検討会設置要綱

(設置)

第1条 長崎市社会福社会館の老朽化等に伴い、その建替えについて検討するため、長崎市社会福社会館建替え検討会（以下「検討会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 長崎市社会福社会館の建替えに関すること。
- (2) その他長崎市社会福社会館の建替えに関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、委員12人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が指名する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉関係者
- (3) NPO・ボランティア団体関係者
- (4) 市民

2 市長は、前項第4号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によりこれを行うものとする。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、指名の日から平成23年3月31日までとする。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 検討会に会長を置く。

2 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 検討会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(会議の公開)

第7条 検討会の会議は、原則、公開とする。

(関係人の出席)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 検討会の庶務は、福祉保健部福祉保健総務課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年5月19日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

(2) 委員名簿

(敬称略 50音順)

	氏名	分野		所属・役職等	備考
1	石松 隆和	学識経験	建築・機械	長崎大学工学部教授 (福祉工学)	職務代理者
2	岩永 秀徳	関係団体	社会福祉関係者	(福) 長崎県社会福祉協議会 福祉人材研修部長	
3	潮谷 有二	学識経験	社会福祉	長崎純心大学人文学部教授 (社会福祉・老年社会学)	
4	田中 喜代子	学識経験	NPO・ボランティア団体関係者	琴海児童館ボランティア相談員 (元長崎市主任児童委員)	
5	中島 一成	学識経験	社会福祉	元長崎純心大学教授、長崎市社会福祉審議会：社会福祉施設専門分科会長	会長
6	中島 るり子	学識経験	NPO・ボランティア団体関係者	日本のお手玉の会長崎支部 もってこい長崎レクリエーショングループ理事長	
7	中野 伸彦	学識経験	社会福祉	長崎ウエスレヤン大学現代社会学部 社会福祉学科長・教授 (社会福祉学)	
8	松永 光司	関係団体	社会福祉関係者	長崎市保健環境自治連合会 常任理事 (桜町地区連合自治会長)	
9	宮津 仁志	関係団体	社会福祉関係者	(福) 長崎市社会福祉協議会 常務理事	
10	村田 明久	学識経験	建築・機械	長崎総合科学大学大学院教授 (建築計画学)	

(3) 開催状況

	開催日	検討事項
第1回	8月2日	社会福社会館の現地調査、現況報告、建替えの必要性など
第2回	8月30日	建替えの方向性、会館のコンセプト（機能）の検討、入居団体の検討など
第3回	10月7日	
第4回	11月19日	報告書まとめ
報告	12月20日	市長へ報告書提出